

酪農学園大学獣医同窓会会則改正案 新旧対応表

新

旧

酪農学園大学獣医同窓会会則

酪農学園大学獣医同窓会会則

・
・
・・
・
・

第3章 役員

第3章 役員

第8条 本会に、次の役員**および職務担当役員**を置く。

第8条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 会長（1名）
- (2) 副会長（2名）
- (3) 理事(各期生より1名および学内より5名)
- (4) 監事（2名）
- (5) 職務担当役員：事務局長、会計局長(各1名)**

- (1) 会長（1名）
- (2) 副会長（2名）
- (3) 理事(各期生より1名および学内より5名)
- (4) 監事（2名）

第9条 役員**および職務担当役員**は次の規定によって選任される。

第9条 役員は次の規定によって選任される。

- (1) 会長及び副会長は第8条に定められた理事の互選により選出される。
- (2) 理事は、各期生および学内同窓生の中から選出される。
- (3) 監事は会員の中から会長が選任する。
- (4) 事務局長および会計局長は、会長が指名をする。また、必要に応じて各次長を置くことが出来る。**

- (1) 会長及び副会長は第8条に定められた理事の互選により選出される。
- (2) 理事は、各期生および学内同窓生の中から選出される。
- (3) 監事は会員の中から会長が選任する。

第10条 各役員の任期は3ヵ年とし、**職務担当役員は2ヵ年とする。**再任を妨げない。中途補充された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

第10条 各役員の任期は3ヵ年とし、再任を妨げない。中途補充された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

第11条 各役員の任務は次のとおりとする。

第11条 各役員の任務は次のとおりとする。

- (1) 会長は本会を代表し会務を統括する。
- (2) 副会長は会長を補佐し、その職務を代行する事ができる。
- (3) 理事は会務を分掌する。
- (4) 監事は会務を監査する。
- (5) 事務局長は事務業務の統括を行う。また次長はその補佐を行う。**
- (6) 会計局長は会計業務の統括を行う。また次長はその補佐を行う。**

- (1) 会長は本会を代表し会務を統括する。
- (2) 副会長は会長を補佐し、その職務を代行する事ができる。
- (3) 理事は会務を分掌する。
- (4) 監事は会務を監査する。

第12条 本会に顧問をおくことができる。顧問は理事会で推挙する。

第12条 本会に顧問をおくことができる。顧問は理事会で推挙する。

・
・
・・
・
・

第5章 会議

第5章 会議

第14条 (1) 会議は代議員会ならびに理事会とする。
(2) 会議は過半数の出席により成立し、出席者の過半数により議決する。第14条 (1) 会議は代議員会ならびに理事会とする。
(2) 会議は過半数の出席により成立し、出席者の過半数により議決する。
(3) 議案にあらかじめ意思表示した者は出席とみなす。

(3) 議案にあらかじめ意思表示した者は出席とみなす。

新

- (4) 代議員会は年1回これを開く。但し会長が必要と認めた場合は臨時に開くことができる。また必要に応じ文書会議、オンライン会議を開催することができる。
- (5) 代議員会において次の事項を附議し承認を受けるものとする。
 - (イ) 会則の変更
 - (ロ) 前年度の事業報告及び収支決算
 - (ハ) 年度行事計画ならびに収支予算
 - (ニ) その他
- (6) 理事会は会長が招集し会務を審議する。また必要に応じ文書会議、オンライン会議を開催することができる。但し、会長が会務運営に必要であると認めた時には理事会の中に特別委員会を設置することができる。
- (7) なお、会議への参加についてはオンラインでの参加も認める。

- ・
- ・
- ・

第8章 附 則

- (1) 本会会則に必要な細則は、理事会の決議により会長がこれを定める。
- (2) 本会会則は、昭和45年4月1日より施行する。
 - ・
 - ・
 - ・
 - ・
- (21) 平成30年5月19日改正する。
- (22) 令和4年*月*日改正する

旧

- (4) 代議員会は年1回これを開く。但し会長が必要と認めた場合は臨時に開くことができる。また必要に応じ文書会議を開催することができる。
- (5) 代議員会において次の事項を附議し承認を受けるものとする。
 - (イ) 会則の変更
 - (ロ) 前年度の事業報告及び収支決算
 - (ハ) 年度行事計画ならびに収支予算
 - (ニ) その他
- (6) 理事会は会長が招集し会務を審議する。また必要に応じ文書会議を開催することができる。但し、会長が会務運営に必要であると認めた時には理事会の中に特別委員会を設置することができる。

- ・
- ・
- ・

第8章 附 則

- (1) 本会会則に必要な細則は、理事会の決議により会長がこれを定める。
- (2) 本会会則は、昭和45年4月1日より施行する。
 - ・
 - ・
 - ・
- (21) 平成30年5月19日改正する。